

発 生 日	2020/12/20
発 生 場 所	秋田県
一 般 名 称	曲線型ウォータースライド
事故の概要	ウォータースライドを利用した被害者が、着水プールで溺死した。
調査の状況	<p>○昇降機等事故調査部会において調査を実施。部会委員等による現地調査、国土交通省によるヒアリング調査を実施。</p> <p>○事故発生時の状況(管理者及び関係機関からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者は助走をつけウォータースライドに入り、スタート地点の滑走面に頭部を打ち付けた。 被害者の保護者がウォータースライドの着水地点の側面側の水中で被害者を発見した。 水中から救出した時には、被害者は心肺停止状態となっており、心肺蘇生の途中で鼻、口、耳から出血した。 被害者は後頭部を強く打ち付けたことにより溺死した。 <p>○当該ウォータースライドの状況(特定行政庁、及び管理者からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の定期点検(令和2年4月13日)では、滑走面の突起等に対し、滑走上問題ないが、修繕が望まれる旨の指摘があったため、5月に修繕を実施した。電気設備、揚水装置に対する指摘事項はなかった。 現行法令(建築基準法、同法施行令、関係告示)に適合しており、構造に異常はなかった。 プール施設内には「走らない」「飛び込まない」、ウォータースライドのスタート地点等には「滑り方の注意(姿勢等)」「足元注意」の掲示がされていた。 <p>○当該ウォータースライドの監視状況(管理者からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> プール監視マニュアルに「スタート地点と着水地点でしっかり監視」と規定していたが、事故当時はいずれの場所においても監視員はいなかった。 事故当時、監視員3名中2名は、ウォータースライドの着水地点が目視可能な位置(スタート地点は目視できない)にいたが、常に着水地点を見ているわけではなかった。 <p>○原因</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害者が溺死したのは、助走をつけウォータースライドに入りスタート地点の滑走面に頭部を強く打ち付け、意識を失う等の状態になったことによるものと推定される。 <p>○所有者及び管理者による対策</p> <p>所有者及び管理者は、運行再開時には、安全性の向上のため、以下の対策を実施することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウォータースライドのスタート地点での助走行為を防止するため、安全柵(三角コーン等)を置くとともに、スタート地点にも「走らない」等の掲示を行う。 プール監視マニュアルの内容を徹底するため、ウォータースライド施設の運行管理規程に「本運行管理規程とプール監視マニュアルの周知徹底(年1回以上の教育実施)」を追加する。 ウォータースライドのスタート地点と着水地点への監視員の配置を徹底するため、プール監視マニュアルに「監視員の配置位置の相互確認を30分ごとに実施する」を追加する。